

令和 6 年 6 月 5 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究

研究期間：2021～2023

課題番号：21K13115

研究課題名（和文）魏晋南北朝隋唐時代における婚姻規範と実践

研究課題名（英文）Marriage norms and practices in the period of the Wei, Jin, Southern and Northern, Sui and Tang dynasties

研究代表者

板橋 暁子 (Itahashi, Akiko)

東京大学・附属図書館・助教

研究者番号：30837290

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の成果は、胡漢の対立・抗争から融合へ向かう魏晋南北朝隋唐という時代の規範と非規範を、婚姻とりわけ妻妾関係という軸から捉えなおしたことである。祖先祭祀を担う男児を確実に儲けるため、一定以上の階層の男性が妻に加え妾をもつことは中国史上において普遍的な規定であり現象であるが、中国本土に初めて非漢人政権が誕生し、塞外民族との交渉も盛んであった魏晋南北朝時代そして北朝（鮮卑系）の系譜に連なる隋唐においては、婚姻実践において非漢人的な要素が出現しつつ、規範すなわち礼制・法制の面では経書の原則に回帰する方向へと展開してゆくことを、個別の事例と経典（経書）・法典（律令）等を検討しながら明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究が得た成果の学術的意義は、経書に明示される「妻妾間の尊卑」や、漢代以降に定着した「収継婚の否定」が魏晋南北朝隋唐時代において規範として共有されつつも、実態としては地域・時代による多様性や柔軟な応用がみられることを指摘し、各種の婚姻実践の検証を通じて、伝統中国社会において一貫して重視される「嫡庶」という序列をより多角的に把握したことが挙げられる。社会的意義は、上記の成果にもとづき、日本や朝鮮半島など、中国由来の婚姻規範の影響を長らく受けつつも、（時期によっては妻妾間に実質的な序列がないなど）独自の婚姻文化を形成した周辺地域の歴史的ジェンダー秩序を考える上での新たな視座を提供する点である。

研究成果の概要（英文）：In this research, I explored the norms and deviations in terms of marriage (especially the relationship between a wife and concubines) in the period of the Wei, Jin, Southern and Northern, Sui and Tang dynasties, when Han and non-Han people conflicted and gradually became integrated. It was a universal rule and phenomenon in pre-modern China that a man in the upper part of society had concubines as well as a wife in order to certainly have sons who were supposed to inherit the rites of ancestor worship. In this research, I clarified the following by examining individual cases, Confucian texts, and legal codes: In the period of the Wei, Jin, Southern and Northern dynasties, when non-Han dynasties were established for the first time in Chinese history, and the Sui and Tang dynasties, who were descended from the Northern (Xianbei) dynasties, marriage practices sometimes included non-Han elements but returned to the doctrines written in Confucian canon in terms of rites and laws.

研究分野：魏晋南北朝史

キーワード：魏晋 五胡十六国 南北朝 隋唐 妻妾 嫡庶 レヴィレート婚 ジェンダー

1. 研究開始当初の背景

史上初めて中国本土に非漢人政権が誕生し、非漢人系支配層のもとで統一帝国の成立へと至る魏晋南北朝隋唐という時代は、中国ジェンダー史の展開においても独特な位置づけにある。しかし、儒教的な婚姻規範に反する婚姻(レヴィレート婚等)や性関係が、この時代において容認あるいは要請されてきた背景に関して、「当事者が非漢人ルーツだから」という以上の説明が十分になされてきたとはいえず、より具体的な検討をおこなう余地が残されてきた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、伝統中国を伝統中国たらしめてきた「礼」の中核をなす婚姻規範が、胡漢融合の時代とされる魏晋南北朝隋唐時代を通じてどのように実践され、同時代の周辺地域や後代の中国にどのように継承されたか、また、時期・地域・政権などいかなる条件下でいかなる当事者による非規範的婚姻が成立してきたか、を明らかにすることである。ただし後述の「研究成果」のとおり、周辺地域に関しては考察が十分に及ばず、反省すべき点である。

3. 研究の方法

本研究の方法は、伝世文献と出土資料を用いた文献調査を基本とするものである。本研究が対象とする時代のうち、南北朝隋唐に関しては、近年陸続と発掘される墓誌等の出土資料を多数活用することが可能である。同時に本研究は、五胡南北朝と対峙する南部政権としての六朝(厳密には東晋南朝)に関する考察にも大きな比重を置いており、後者の場合、活用できる出土資料には一定の制約がある。しかし、中国文学史上の新機軸を生み出した時代として後世の知識人からしばしば参照される魏晋南朝という時代の特色を生かし、これまで文学作品として鑑賞され収録されることが主であった当時の人々による著述を歴史的な背景に位置づけて分析する手法をとった。出土資料に関しては、先行研究において主題として扱われたことがある資料であっても、伝世文献との一致や齟齬を改めて検討することで、その制作背景を明らかにすることに努めた。

フィールド調査に関しては、2023年8月、南京市郊外の複数の発掘現場を見学した。六朝歴史考古学の泰斗である張学鋒教授(南京大学歴史学系)による詳細な解説のもと、出土器物や遺構など六朝期の物質的・地理的実態への知見を深めた。その後の個人調査では、中国全土でも屈指の規模を誇る南京博物院のほか、六朝期の墓の副葬品など六朝出土遺物の展示を主とする六朝博物館を見学し、とくに俑などの女性表象・家族表象において本研究に資する知見を得た。

4. 研究成果

(1)板橋暁子(Itahashi Akiko)「復讐と貞節：抵抗のために偽装する中古期中国の女性(Revenge and Chastity: Women Pretending for Resistance in Medieval China)」Gender and Medieval Studies Conference 2022 (Gender and Medieval Studies 主催)、2022年1月6日。

本報告(英語)では、貞節を犠牲にしても父母のための復讐や反乱軍への報復等を敢行した魏晋南北朝隋唐時代の女性たちに関する記録を分析し、近い時代あるいは後世(～北宋)の文献においてその記録がいかに分類されてきたか等の観点から、彼女たちの行動に対する士人側の評価を検討した。正史列女伝の傾向にも表れるように、宋元以降ことに明清時代には女性に対する貞節至上主義的な言説が高まりを見せるが、それとは異なり、魏晋南北朝隋唐時代の「貞節を失った」女性たちが自殺を選ばず主体的に計画し実行した(父母への孝行や朝廷への忠義といった貞節以外の徳目を実践した)ことにはしばしば肯定的な評価が下されており、同じく社会の公論を形成する士人男性であっても時期により「婦徳」評価の基準に変動があることを示した。

(2)板橋暁子「魏晋南北朝時代の「以妾爲妻」「以妻爲妾」について」、小浜正子・板橋暁子編『東アジアの家族とセクシュアリティ：規範と逸脱』293-319頁、2022年2月。

本稿では、経書においては尊卑の序列が明確に定められている妻と妾を主題として、魏晋時代そして南北朝時代において妻と妾の地位をめぐる規範と実態はいかなるものであったかを論じた。その要点は、

曹魏における立後の多くは「以妾爲妻(妾を妻にする、つまり皇帝の場合は妾妃を皇后にする)」であったのに対し、西晋・東晋の皇后は基本的に最初から皇后として迎えられた(妾妃の地位を経由した者が立后されることはなかった)。

両晋南朝における妻と妾の尊卑の差は極めて大きく、相手が貴人男性であっても妾として嫁ぐことは極力忌避された。

一方で両晋南朝における妾の子は、就官・立嗣において制約を受けることは少なかった。

北朝では「以妾爲妻」「以妻爲妾」が公的に承認された事例がみられ、とくに北朝の過半を占める北魏において、妻と妾の地位は本質的に断絶するものではなかった。

北朝では広い階層で納妾が抑制された結果、妾や妾の子の存在が次第に非標準的なものとなり、彼らへの賤視が強まった。

明清律と異なり、唐律では妻の有無にかかわらず「以妾爲妻」が禁じられたが、家庭内の身分移動を厳しく禁ずるこのような規定は、両晋南朝の状況に近似している。

妻と妾の間に尊卑があることは魏晋南北朝時代を通じて不変の原則であるが、本稿では、妻と

妾の地位の流動性や隔たりの大きさ、その子どもたちに対する待遇は、時期や南北により少なからぬ差異があること、また差異の原因として両晋南朝では礼法違反への制裁がきわめて厳格であったのに対し北朝では礼教の束縛が相対的に小さく、かつ女性の言動に対する抑制も相対的に弱かったために夫に対する妻の権限が拡大したこと等を論じた。

また、本稿を収録する『東アジアの家族とセクシュアリティ』は、古代から近現代までの中国および現代台湾・韓国・アジア各地を対象として、史学・文学・社会学など各分野の研究者 15 名が寄稿したジェンダー論文集であり、申請者は編者の一人として同書全体の編集・校正に携わった（同書の刊行は申請者が研究分担者を務める基盤研究 B「東アジア各国の「姓・生・性」の変容の比較的研究：「東アジアの奇跡」の裏側で」（研究代表者：小浜正子）の成果である）。

(3) 板橋暁子（板桥晓子）「高歡に嫁いだ茹茹公主について（关于嫁给高欢的茹茹公主）」第十三届中国中古史青年学者联谊会（厦門大学歴史与文化遺產学院主催）、2022 年 11月6日。

本報告（中国語）では、東魏末期の最高実力者であり魏齊革命の土台を築いた高歡が北方の脅威たる遊牧民族の柔然と通婚して柔然首長の娘（茹茹公主）を娶った事例に着目し、両勢力の関係・習俗を背景としたレヴィレート婚実践の可能性を検討した。そして、伝世文献（正史）と出土資料（墓誌）にみえる茹茹公主への呼称の不一致は、柔然側へ配慮しつつ東魏（北齊）内部の権力構造を維持せんとする高歡側の意図が反映されたものであり、西魏北周と対峙する東魏北齊が柔然との提携強化を模索するなかで生み出された矛盾であることを論じた。

本報告の成果をふまえた上で、北朝におけるレヴィレート婚をめぐる意識の断絶と抵抗、東魏北齊革命期におけるレヴィレート婚の意義、王朝交替に先立つ后妃号の変遷といった観点から大きく加筆した論文「高歡に嫁いだ茹茹公主の處遇をめぐる諸問題」を 2023 年度中に投稿し、『中国出土資料研究』第 28 号に掲載予定である（査読あり）。

(4) 板橋暁子（Itahashi Akiko）「妻への昇格：唐～明清期の家庭における女性の地位の可変性と硬直性（Getting Promoted to a Wife: Flexibility and Inflexibility of Domestic Female Status from the Tang to the Ming-Qing Period）」2023 ISCLH Biennial Conference（International Society for Chinese Law and History 主催）、2023 年 7月14日。

本報告（英語）では、唐律と異なり明清律においては、現に妻がいる場合を除き「以妾為妻」が禁じられなくなったという変化に着目し、唐～明清期の家庭内における妻と妾の地位の可変性について検討した。唐宋においては妻の死後に「以妾為妻」をおこなった官僚たちが現に批判や処罰の対象になったのに対し、根拠となる律文がない明清ではそういった事例は稀であり、そのような、経学的には原則のままだが法制上では変化が生じた背景として、貞節規範の強化（再婚が忌避され守節が奨励された結果として、士人男性にとって妻として娶りうる範疇の女性が減少した）を想定した。

(5) 板橋暁子「東晋元帝と後漢光武帝をめぐる礼議」日本中国学会第 75 回大会、2023 年 10 月 8 日。

本報告（日本語）では、婚姻がその一部を構成する、礼制という伝統中国社会の規範体系を大枠として、礼制のうち廟制をめぐる東晋期の議論を、従来なされてきた経学的な観点ではなく歴史的な文脈において再検討した。西晋最末期、長安が陥落し愍帝が捕囚されたあとも、愍帝の登極に対して各地から託された期待は劉琨「勸進表」において熱心に語られ、愍帝が没し司馬睿が登極した後も、愍帝は東晋の礼制において一定の位置を与えられつづけた。とりわけ、劉琨の幕僚であった温嶠が参与した太興三年（320）の宗廟論議において、司馬睿は礼制上は武帝を継ぐ立場でありつつも、帝位を直接に継承したのは愍帝からであったことが改めて確認され、愍帝政権が目指した「中興」、すなわち局地的政権からの西晋旧領回復という使命もまた、司馬睿に引き継がれることを意味するものであったと指摘した。

廟制自体は、歴代の皇帝が后妃を娶り世代ごとに再生産をおこなうことで維持されることを前提とする制度であるが、本報告では王朝の正統性に関する議論が主題となり、結果として婚姻という軸が背景に退いたことは反省すべき点である。本報告も論文の形で公開することを想定している。

(6) 板橋暁子「顧愷之『女史箴圖』と張華『女史箴』」『山川歴史 PRESS』2024 年 6 月刊行予定。

本稿の刊行予定時期は本研究期間（2021～2023 年度）に属さないが、実際に文献調査等をおこない初稿を提出したのは 2023 年度中であるため、参考としてここに挙げる。本稿では、山川出版社の刊行する高等学校教材『詳説世界史（世探 704）』に図版が掲載される東晋の顧愷之『女史箴圖』を手がかりとして、そこに描かれる各場面の出典すなわち西晋の張華『女史箴』の内容を分析した。夫家（皇室）の子孫繁栄のためには、妻（皇后）は夫（皇帝）が妾をもつことを奨励すべき、といった（『詩経』等の経書に根拠をもつ）ジェンダー規範を示す記述は前近代中国において決して特殊ではなく汎時代的ではあるものの、張華『女史箴』は全体として夫婦・妻妾の尊卑よりも老荘思想に通じる栄華と凋落の普遍性を強調している点、また三家詩テキストの取舍選択などに時代性を見出せることを指摘した。

また、上記には挙げていない書評等のほか、本研究期間中には『史学雑誌』131-5（2022 年 6 月）に「魏晋南北朝（回顧と展望）」を寄稿した。同稿において 2021 年の魏晋南北朝史研究の動向を論じるにあたり、ジェンダー関連も含めた多分野にわたる先行研究を博搜したことで、本研究を推進する上での知見を多く獲得した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 板橋暁子	4. 巻 28
2. 論文標題 高歡に嫁いだ茹茹公主の処遇をめぐる諸問題	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 中国出土資料研究	6. 最初と最後の頁 67-96（予定）
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板橋暁子	4. 巻 20
2. 論文標題 顧愷之『女史箴図』と張華『女史箴』	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 山川歴史PRESS	6. 最初と最後の頁 10-14（予定）
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 1件/うち国際学会 2件）

1. 発表者名 板橋暁子
2. 発表標題 關於嫁給高歡的茹茹公主
3. 学会等名 第13回中国中古史青年学者聯誼会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Itahashi Akiko
2. 発表標題 Revenge and Chastity: Women Pretending for Resistance in Medieval China
3. 学会等名 Gender and Medieval Studies Conference 2022（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Itahashi Akiko
2. 発表標題 Getting Promoted to a Wife: Flexibility and Inflexibility of Domestic Female Status from the Tang to the Ming-Qing Period
3. 学会等名 2023 ISCLH (International Society for Chinese Law and History) Biennial Conference
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 板橋暁子
2. 発表標題 東晋元帝と後漢光武帝をめぐる礼議
3. 学会等名 日本中国学会第75回大会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 小浜正子・板橋暁子編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 京都大学学術出版会	5. 総ページ数 402
3. 書名 東アジアの家族とセクシュアリティ：規範と逸脱	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関